

第37回寝屋川市障害者計画等推進委員会 要旨

日 時 平成29年2月1日 14:00～16:05

場 所 市立保健福祉センター 4階健康指導室

出席委員 上田委員 牛田委員 大西委員 奥村委員 岸谷委員 北野委員長 朽見委員
笹川委員 宍良委員 辻岡委員 富田委員 馬場委員 平田委員 村井委員
森下委員 山中副委員長 横井委員（名簿順）

欠席委員 中島委員 濱吉委員 松村委員 山村委員（名簿順）

1 開会あいさつ（北野委員長）

本日の資料1のように、1月に国の社会保障審議会の障害者部会で障害福祉計画等の基本指針の見直し案が出てきたが、地域生活支援拠点の整備が次期計画に持ち越されたりするなど、市町村の裁量に委ねる雰囲気が出てきている。数値目標も、特に福祉施設からの地域移行は達成できていないことあって、前回よりも低くなっている。現実にあわせることが国として正しい姿勢なのかどうかは気になるが、寝屋川市ではすべきことを粛々とやっていければと思うので、みなさんのご協力をよろしくお願ひしたい。

手話通訳者の紹介

会議成立の報告

資料の確認

2 案件審議

(1) 障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて

(事務局 資料1～3に基づき説明)

[補足事項]

- 資料2について事前に質問をいただいたので回答する。「施設入所者の地域移行者数」について、地域移行とは、施設や病院から退所・退院する方を入所・入院中から支援するものだが、入所者の重度化・高齢化により、平成28年度の退所者は死亡：3件、他の施設への入所：2件となっている。また、「就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数」に関して、就労移行支援事業の利用者数（月平均実利用者数）は、平成24年度：52人、25年度：54人、26年度：56人、27年度：62人、28年度：69人である。

(北野委員長)

質問や意見があれば出してほしい。

(馬場委員)

事前に質問すればよかったが、資料2の「障害者虐待通報件数及び相談件数」の施設と自宅の比率がわかれば教えてほしい。また、通報者はどういう人か。

(事務局)

資料は養護者虐待と施設虐待を含んだ数値だが、施設虐待は非常に少ない。通報者は、警察からDV被害者が障害者のケースを通報されたものが最も多い。また、養護者虐待はヘルパー等の事業者からの通報が多く、精神障害者のケースはご本人からの通報が多い。

(北野委員長)

虐待が起きた場所や内容、通報者の内訳などの資料も、また出してもらえるとよい。

(奥村委員)

一般就労への移行者数は分母に対する実績が重要だが、就労移行支援事業の利用者数の説明が聞き取れなかったので、もう一度聞きたい。また、就労した人の継続の状況や、解雇された

方はどうなっているのかも教えてほしい。

(事務局)

就労移行支援事業の月平均実利用者数は、平成24年度から順に52人、54人、56人、62人、69人である。就職した人の定着率は手元に細かなデータがないので、調べて回答させていただく。離職した場合は、就業・生活支援センターやハローワークに再度相談し、就労移行支援事業で再度訓練を受けたり、就労継続支援事業（B型）でゆるやかに訓練するかたちが多いが、ハローワーク等で自分で仕事を探すものの、定着が難しくて離職を繰り返す人もいる。

(北野委員長)

就労定着は、国もしくみをつくると言っており、寝屋川市でも考えてもらえればよいと思う。

(富田委員)

自立支援協議会の就労支援部会で、市内の就労移行支援事業所から一般就労する人の状況を共有しているが、寝屋川市ではフォローのしくみが充実し、就職後も支援者が会社を訪問する支援を濃密にするようになっており、定着率は年々上がっている。ただし、いろいろなケースがあり、精神障害の人が就労継続支援事業のB型から就労移行支援事業に移って就職する場合は比較的定着率が良く、離職の理由も必ずしも会社の都合ではなくて、最初は週20時間以内で就労し、慣れてきたのでフルタイムに近いかたちの就労をめざす人も増えているが、無理をしすぎて辞めてしまい、就労移行支援事業に戻る人もいる。一方、知的障害の人で支援学校から一般就労する人が増えており、寝屋川支援学校の高等部では半数以上が就労コースに所属しているが、生活支援が必要な人は離職率が高く、フォローができていないので、その後どのように生活しているかがわからないケースがある。このように、就労に至る支援のプロセスをきちんと経た人は離職率が低いが、フォローができていない人は高いことが、支援者の間で問題意識として共有されている。

(北野委員長)

支援学校から一般就労する人は、フルタイムが多いのか。

(富田委員)

最近フルタイムが増えており、特に医療・福祉職が多い。支援学校から就職する人にも就業・生活支援センターに登録してもらうようにしているが、退職すると連絡が途切れてしまうと聞いている。一方、精神障害の人は、ステップアップする人が多いということである。

(朽見委員)

施設からの地域移行では、入所者の重度化・高齢化が問題ということだが、寝屋川市では入所者の年齢構成はどのような状況か。また、就労継続支援事業から一般就労に移行する人の数や定着率がわかれば教えてほしい。また、障害児福祉計画を立てなければならないが、障害児支援サービスの事業所が市内にどれくらいあるのか。放課後等デイサービスについて、都市部では充足されているが、過疎地域などでは需要と共有のバランスの関係で支給決定の日数が減らされることがあると聞いているが、寝屋川市の実態を教えてほしい。

(事務局)

入所者の年齢構成のデータは手元にないが、だいたい40歳代以上の人が多い。この10年ぐらいは施設の空きがなため、緊急に必要な場合は府外の施設に入所したり、グループホームを利用することが多く、入所者の年齢がそのまま上がるという状況が顕著になっている。

就労継続支援事業のA型からの就職者数は、市内の事業所は開所からの年数が浅いため1人だけ聞いている。B型からも2人聞いているが、定着率は把握していないので調べる。

障害児支援サービスは、障害児相談支援事業：13か所、児童発達支援事業：10か所、放課後等デイサービス：23か所である。放課後等デイサービスは事業所ごとにサービスの内容に特色があるため、定員に対する利用者数にはかなりの差がある。支給決定は基本的には23日を上限としているが、事業所によって通える日数が決まっている場合は、個別支援計画にあわせて決定している。

(北野委員長)

放課後等デイサービスでは、質の担保が国でも問題になっており、4月からガイドラインを活用した自己評価を公表することになっているが、自己評価は第三者評価とは格差がある。また、まじめな事業所ほど厳しい点を付けることが多く、かえって判断に困ることがあるので、客観的なデータをどのように出すか、自立支援協議会の障害児部会で検討してもらえるとよい。

(笹川委員)

放課後等デイサービスは発達に遅れがある子どもが多く利用しており、聴覚障害児が通えるところがないのでつくってほしいという声が上がっているが、どういう状況か。

(事務局)

放課後等デイサービスは、基本的には利用者の障害を特定していないが、発達障害児を対象としたワークをしていたり、医療的なケアが可能であるなど、事業所の内容や体制によって選択されている。聴覚障害者を対象とした児童発達支援事業と放課後等デイサービスは、市内には1か所(ぴよんぴよん教室)ある。

(笹川委員)

ぴよんぴよん教室は週に3回で、利用できるのは3歳までと聞いている。6歳から18歳まで通える放課後等デイサービスはあるのか。

(事務局)

ぴよんぴよん教室も放課後等デイサービスを実施しており、学齢期の子どもも受け入れていると聞いているが、18歳までの状況は承知していない。

(笹川委員)

調べて回答するようお願いする。

(森下委員)

先日、放課後等デイサービスの4月以降の基準が出され、人員の資格要件が強化された。全指導員のなかで児童指導員を半数以上にするという基準が新規事業者に適用されるため、新規参入はハードルが高くなる。現行の事業者にも順次適用されるので、指導員を手厚く配置していると逆に悪い影響が出かねず、運営が危ぶまれるところも出てくる可能性があると思う。

(北野委員長)

そうした状況に対して、市として支援してほしいことなどの提案はないか。府は児童指導員の視覚を取得するための研修を増やすのか。

(森下委員)

児童指導員等の加配加算はそのまま、該当しない指導員の金額が引き下げられて報酬が少なくなるのではないかと個人的には予想している。児童指導員等の基準は保育士・社会福祉士の資格や教員免許をもつ人、児童福祉施設等で3年以上の経験がある人など、ハードルが高い。強度行動障害養成研修の修了者もなれるが、その研修は大阪府では年1回しか行われていないので、29年度はいっぱいになると予測され、寝屋川市でも研修はまったく足りていないと思う。

(北野委員長)

そうした状況もふまえ、府との協議も含めて検討してほしい。

(牛田委員)

前回の委員会で資料を点字化していただくようお願いしたが、早速作成していただき、早い対応を嬉しく思う。資料1に書かれている差別解消法に関連して、2月26日に開催される寝屋川マラソンに私たちの仲間が伴走者と一緒に参加を申し込んだが、危ないということで断られた。どこでも受け入れており、納得がいかないので市役所に話を聞きに行ったが、「安全のため」と言われるだけだった。危ないと言われたところに行ってみると何人かが並んで走れる幅が十分にあったので、大阪府の差別解消の相談窓口で電話した。寝屋川市の障害福祉課と差別解消の相談窓口で連絡したということだったが、電話があったか。

(事務局)

府から連絡を受け、担当課（文化スポーツ振興課）に確認した。府が窓口となって動くということで、地域相談員が聞き取りに来られるので、同行し連携して対応するよう準備している。

(北野委員長)

寝屋川マラソンの主催はどこか。

(事務局)

主催は実行委員会である。

(北野委員長)

自治体がサポートしている市民マラソンの多くが視覚障害者の参加を受け入れていることが実態としてあるのならば、他市の実態を調べて、どう対応するかを検討しないといけない。

(牛田委員)

危ない箇所があるのなら、コースを変えることなども合理的配慮になると思う。差別解消法には罰則などはないのか。

(事務局)

今回の件については、参加者の安全を守るためにどうしても必要で、参加は危険だという説明が納得できるものなのかがポイントになると考えている。差別解消法には罰則の規定はないが、市の対応要領には職員が差別解消にかかる禁止事項を行った場合の処分規定がある。

(牛田委員)

今年は開催が迫っているのでできないが、来年までに1年かけて改善し、だれでも参加でき、市民ランナーみんなが楽しんで走れるコースにしてほしい。もっと福祉に対して拓けた市になり、走りに行ってもよかったと思えるまちであってほしいと思う。

(北野委員長)

障害者だけを排除したということになると、合理的配慮の問題ではなく直接的差別にあたる可能性もあるので、きちんと検討してほしい。

(笹川委員)

聴力言語障害者部会からも寝屋川マラソンに5～10人参加しており、手話通訳をお願いすると、財政的な理由で断られたが、合理的配慮としておかしいのではないか。情報がわからないまま走るようになってしまうので、来年は必ず付けてもらうようお願いする。

(北野委員長)

差別解消法ができて、いろいろな行事や活動などで障害のある人が社会参加するときに必要な合理的配慮は大きな問題なので、今後、しっかり検討してほしい。

(奥村委員)

府の精神障害者家族会連合会の会報に、重度障害者の医療費を上げる条例が府議会で審議されていると書かれていた。条例が通れば11月に各市に通達し、市が条例をつくるということだったが、詳しく知っている人がいれば教えてほしい。

(事務局)

府の福祉医療の助成制度の見直しが以前からすすめられてきており、1月から重度障害者訪問看護医療助成の自己負担が1割から1回の上限が500円になった。また、精神障害の人を医療助成の対象に入れることも検討されている。一方で、1回の上限額や1か月の上限額の見直しが検討されると聞いているが、具体的な結果について情報はまだ入っていない。

(北野委員長)

保健所には情報が入っていないか。

(宍良委員)

まだ把握していないので、情報が入れば提供する。

(北野委員長)

それでは、また戻ってもよいので、もうひとつの案件を議論したい。

(2) 障害者支援に関するニーズ調査について

(事務局 資料4-1・4-2に基づき説明)

[補足事項]

- ・ニーズ調査の内容を検討するうえでの前提として次期計画の基本的な考え方を整理し、調査で把握したいことや実施方法、調査項目を検討した。

(北野委員長)

質問や意見、設問についての提案などがあれば出してほしい。

問7～10に「わからない」という選択肢を入れたが、「その他」としてどのような回答が考えられるか。

(事務局)

いろいろなご意見があるので自由にお書きいただくよう、基本的にすべての項目に「その他」という選択肢を置いている。問7～10についてはあまり考えにくいですが、現在申請中などの回答があるかもしれない。

(村井委員)

調査の対象者は障害福祉サービスや地域生活支援事業を利用している人全員と、障害者手帳を持っている人から抽出となっているが、難病の認定基準が変わり、ニーズの変動もあると思うので、特定疾患医療受給者証だけを取得している難病患者も入れるよう検討してもらえるとありがたい。

(事務局)

対象となる方の抽出に利用できるデータがあるかどうかも含め、可能かどうかを検討したい。

(奥村委員)

調査の対象となる手帳所持者は、全体の何割となるのか。

(事務局)

手帳をお持ちの方全体では、65歳以上で身体障害者手帳を取得し介護保険を利用されている方が多いので、計画策定にあたって障害のサービスを必要とされている方のニーズをより的確に把握するために、障害種別や年齢区分で一定のサンプル数が取れるよう、障害種別や年齢によって抽出率を変える方向で調整している。例えば、障害児は実数が少ないので抽出率を高くし、身体障害の高齢者は低くする方向だが、高齢者保健福祉計画の策定に向けた調査を実施されるので、そのデータも活用させていただきたいと考えている。

(北野委員長)

どの市町村でも年齢や障害種別で抽出率を変えたり、難病や精神障害の医療費助成を受けている方を含めるかどうかなどを調整して全体的なニーズを把握するようにしているので、よろしく願います。

(馬場委員)

問40に成年後見制度の説明が書かれているが、成年後見制度は財産管理や契約行為の支援だけでなく、身上監護も役割に入っている。認知症や知的障害などがある人の自己決定が言われ、後見人の技量が問われるようになっているので、そうした説明も記載する必要があると思う。

(北野委員長)

どのような表現にすればよいか。

(馬場委員)

定期的に訪問してニーズを聞き取る「身上監護」を入れてほしい。

(北野委員長)

その方向で検討してほしい。

(牛田委員)

家族がいる人は調査票を代読、代筆してもらえるが、ひとり暮らしの人はできない。同行援

護では家のなかでの代読、代筆はできないので、障害福祉課に行ってお願ひできるか。

(事務局)

窓口を持って来ていただければ、説明やお手伝ひをさせていただきます。

(牛田委員)

本当は家のなかでの代読、代筆をしてほしいが、難しいのであれば、窓口で対応してもらえ
るということを会員に通知してよいか。

(事務局)

障害福祉課内でも状況を共有し、お手伝ひさせていただきます。

(朽見委員)

そういう対応をするのであれば、依頼状に書くべきだと思う。

(北野委員長)

その方向で検討してほしい。

(朽見委員)

年齢ごとにどのようなニーズがあるのかがわかるとよいので、年齢別の集計もお願いしたい。

(北野委員長)

どの年齢で区切るのかも含め、検討してほしい。

(上田委員)

問16と問17について、問16では健康診断を「受診している」、問17では医療機関に「通院し
ている」という選択肢になっているが、意図的に変えているのか。また、在宅医療や訪問診療
を受けている人もおり、歯科医師会でも一生懸命ケアしていこうとしているので、そういう情
報を入れてもらえれば、今後の活動の参考になる。

(北野委員長)

在宅医療の状況も明確になるようにしてほしい。

(冨良委員)

問8の設問に書かれている「特定疾患医療受給者証」はこの表現で理解できると思うが、名
称が「特定医療費（指定難病）受給者証」に変わっているので、注意書きがあるとよい。また、
数は少ないと思うが「小児慢性特定疾病医療給者証」も追加した方がよいと感じた。

(北野委員長)

おっしゃるとおりである。他に意見がなければ、次の案件に移りたい。

(3) その他

(北野委員長)

その他に意見はないか。

(平田委員)

学校に多目的トイレができているが、市内の小中学校にはすべて設置されているのか。また、
災害時の避難所に学校の体育館が指定されているが、体育館にはトイレがあり、多目的トイレ
になっているか。

(事務局：教育指導課)

担当課は施設給食課となり詳細にはお答えしかねるが、基本的には各学校に設置していると
認識している。また、体育館にもトイレがあるが、多目的トイレは校舎に設置している。

(大西委員)

体育館のトイレは狭いが、すべてウォシュレットに変わった。また、私の知っている学校に
は、校舎に多目的トイレが男女とも設置されている。

(平田委員)

市内の小中学校で車いすを使っている児童生徒数を把握しているか。

(事務局：教育指導課)

車いすのための階段昇降機を設置しているのは、小学校2校、中学校2校だが、人数のデータは手元に持ち合わせていない。

(平田委員)

私の近くの学校には1か所だけデラックスな多目的トイレがあると聞いているが、多目的トイレは各階にあるのか。

(事務局：教育指導課)

多目的トイレは基本的に1階に設置している。

(平田委員)

各階になれば、車いすの子どもがいるクラスは1年から6年まで1階になる。また、特別教室は上階にある学校もあり、休み時間に移動することは不可能である。体育館に多目的トイレがなければ、災害時に避難した障害のある人は離れた校舎のトイレに行かなければならないが、避難所に指定した学校の体育館には必ず多目的トイレを設置する方向で考えているのか。

(大西委員)

私の校区の学校では、配慮を要する子どもがいるクラスは1階にしているので、多目的トイレを使える。また、災害時はトイレの近くの部屋を障害者用の避難場所に設定している。体育館に多目的トイレを設置するのは場所の問題で難しく、ウォシュレットになっただけでもよかったと思う。行事のときにはスロープを付けて、多目的トイレに行けるようにしている。

(北野委員長)

差別解消法ができて、公立学校は障害のある人には合理的配慮をしていくという方向なので、地域の施設ということもふまえた検討を行うよう考慮し、次期計画に反映できればと思う。

(牛田委員)

市が行う講演会や教室などの申込は往復はがきのことが多いが、大阪府の広報には視覚障害者は電話でもよい明記されているので、府に倣うよう、障害福祉課からはたらきかけてほしい。

(北野委員長)

これも大きな課題であり、市でも検討してほしい。

他に意見がなければ、次回の日程を事務局から伝えてほしい。

(事務局)

今後のスケジュールについて、前回の委員会で次回は3月23日(木)とお伝えしたが、3月30日(木)に変更させていただきたいので、よろしく願います。正式な通知は後日送付させていただきますので、確認していただきたい。

(北野委員長)

それでは、山中副委員長にまとめをお願いします。

3 閉会あいさつ(山中副委員長)

2時間にわたる熱心な討議に感謝する。案件1についてはいろいろなご意見をいただき、成果目標にはなかなかいかないと思うが、協力して支援していきたい。案件2についても、次期計画に的確に反映できるようニーズを調査していきたいので、ご協力をお願いします。

(事務局)

以上をもって、第37回障害者計画等推進委員会を終了する。

(閉会)